

履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>警察本部 総務部 施設課</p>	<p>廃油収集運搬処分委託業務が、契約期間内に完了していなかった。</p> <p>(1) 契約名：大阪府大阪水上警察署泉州警備派出所廃油収集運搬処分業務 (2) 契約期間：平成31年3月28日から同月29日まで (3) 処分完了年月日：平成31年4月5日 (4) 支出額：43,200円</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【参考】大阪府大阪水上警察署泉州警備派出所廃油収集運搬処分業務（単価契約）単価契約書より （検査） 第13条 受注者は、業務が終了した後、中間処理については産業廃棄物管理票D票を発注者に提出し、検査を受けなければならない。</p> </div>	<p>検出事項について、再発防止に向け必要な対策を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【会計事務の手引】 【注】検査日と歳出の会計年度所属区分 工事請負費、物件購入費、運賃の類で相手方の行為の完了があった後に支出するものの歳出に係る会計年度所属区分は、当該行為の履行があった日の属する年度とされており、「当該行為の履行があった日」とは、履行確認の日とされています（地方自治法施行令第143条第1項第4号）（行政実例昭38.12.19） 年度末に履行が完了した場合であっても、3月31日までに検査を終えていなければ、当該年度の予算から支出することができなくなるので、注意してください。</p> <p>【廃棄物の適正処理について：平成31年3月 産業廃棄物指導課・会計指導課】 【7】マニフェスト返送票の確認と支払手続き 7-4産業廃棄物の処理を依頼して最終処分までに要する日程は長期間かかります。つまり、処理の依頼の時期が遅くなると、E票が戻ってくるのが年度を越えてしまい、支払が困難になります。そこで、D票の確認ができれば、その日を検査日として支払をして差し支えありません。ただし、支払完了後もE票の確認は必要です。もちろんE票の早期確認が可能であれば、E票を確認のうえ支払うことは言うまでもありません。</p> </div>	<p>検出事項が発生した原因については、収集運搬について年度内に履行できることから、当然処分を含め処理できると考えていた。 今後は、契約担当者だけでなく、決裁者も処分を含め履行できることを確認すると同時に、業者への確認を徹底させ、より一層の適切な契約事務を行うよう周知徹底を図る。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年10月1日から同月25日まで）